

---

プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **指標及び目標**

---

## I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**指標及び目標**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催）において、「コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素」について、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。
3. なお、本資料における検討は、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」における検討を前提としている。

## II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 59 項から第 62 項参照）。
  - (1) IFRS S1 号では定義されていない用語であるものの、日本版 S1 基準において、次のように用語を定義する。

「産業別の指標」とは、その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標をいう。

- (2) 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、指標及び目標の開示目的を次のように定める。

指標及び目標に関する開示目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

- (3) 日本版 S1 基準における指標及び目標の開示要求について、IFRS S1 号の定めを取り入れる。
- (4) IFRS S1 号第 46 項(b)の「企業が用いている指標」並びに IFRS S1 号第 51 項の「企業自身が設定した目標」及び「法令により満たすことが要求されている目標」の開示に関して、後述の第 19 項のとおり、企業が判断する際の留意事項を記載した規範性のないガイダンスを開発する（本資料の別紙 1 参照）。

### Ⅲ. これまでの審議の概要

- 5. IFRS S1 号の公開草案では、金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォース（TCFD）による提言（TCFD 提言）を基礎として、指標及び目標に関する開示目的及び当該目的を達成するために必要な開示について提案された（IFRS S1 号公開草案第 27 項から第 35 項）。
- 6. 本論点に関する第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。
  - (1) IFRS S1 号の公開草案における指標及び目標に関する開示目的及び開示要求について、これらと整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れる。

7. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

### Ⅳ. 事務局による分析

#### 開示目的

- 8. 指標及び目標の開示目的に関して、公開草案と確定基準の比較は次のとおりである（和訳は事務局による仮訳。下線は主な変更箇所）。

IFRS S1 号	公開草案
<p>45 The objective of sustainability-related financial disclosures on metrics and targets is to enable users of general purpose financial reports to understand <u>an entity's performance in relation to its sustainability-related risks and opportunities, including progress towards any targets the entity has set, and any targets it is required to meet by law or regulation.</u></p>	<p>27 The objective of sustainability-related financial disclosures on metrics and targets is to enable users of general purpose financial reporting to understand <u>how an entity measures, monitors and manages its significant sustainability-related risks and opportunities. These disclosures shall enable users to understand how the entity assesses its performance, including progress towards the targets it has set.</u></p>

IFRS S1 号	公開草案
指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。	指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、 <u>重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることにある。</u> これらの開示は、 <u>企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように企業のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。</u>

9. 開示目的については、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」において検討を行っている。IFRS S2 号における開示目的と IFRS S1 号における開示目的は、「気候関連」という用語が「サステナビリティ関連」となっていることのみが異なっているものであるため、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」における検討をもって、IFRS S1 号における指標及び目標の開示目的を日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

## 開示要求

### （公開草案からの主な変更点）

10. 確定した IFRS S1 号における指標及び目標に関する開示要求については、主に次の点が公開草案から変更されていると考えられる（本資料の別紙 2 参照）。
- (1) 開示要求に関しても、本資料の第 9 項に記載した、開示目的の明確化の内容が反映されている（IFRS S1 号第 46 項）。
  - (2) 公開草案では、企業のビジネス・モデルに合わせて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連した企業の活動に適用される指標を識別しなければならないことと、一部の企業は幅広く活動を行っており、そのような企業は複数の産業に該当する指標を適用する必要がある場合もあることについて記載することが提案されていた（IFRS S1 号公開草案第 29 項）。一方、確定基準では、開示した指標には、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する指標を含めなければならないという定めが設けられた（IFRS S1 号第 48 項）。
  - (3) 公開草案では、企業が設定したか、又は満たすことが要求されている、具体的な定量的又は定性的目標そのものについて、明示的に開示が要求されていなかったが、確定基準では明示的に開示が要求されている（IFRS S1 号第 51 項(b)）。
  - (4) 公開草案では、新たな指標を導入する場合の定めが含まれていなかったが、確定基準では、当該事項について定められている（IFRS S1 号 B53 項）。

11. 前項で示した公開草案からの主な変更点については、IFRS S1 号における開示要求を日本版 S1 基準に取り入れることができるかどうかの検討を行うにあたり、あわせて考慮することが適当と考えられるため、次項以降の事務局分析に含めて検討することとする。

**(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標の開示)**

12. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標の開示について、次のように定めている。

- 46 An entity shall disclose, for each sustainability-related risk and opportunity that could reasonably be expected to affect the entity’s prospects:**
- (a) metrics required by an applicable IFRS Sustainability Disclosure Standard; and**
  - (b) metrics the entity uses to measure and monitor:**
    - (i) that sustainability-related risk or opportunity; and**
    - (ii) its performance in relation to that sustainability-related risk or opportunity, including progress towards any targets the entity has set, and any targets it is required to meet by law or regulation.**

企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次のすべてを開示しなければならない。

- (a) 適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている指標
- (b) 企業が次のすべてを測定し、モニタリングするために用いている指標
  - (i) 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会
  - (ii) 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）

13. IFRS S1 号第 46 項の定めは、本資料の第 9 項に記載した、開示目的の明確化に関する公開草案からの変更が反映されたものとなっている（本資料の第 10 項(1)参照）。企業が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、「基準で要求されている指標」若しくは「企業が用いている指標」（又はその両方）の開示を求めることは、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」において分析したとおり、有用な情報を提供することになると考えられ、開示目的を満たすために必要な情報であると考えられる。

14. 一方、「企業が用いている指標」については、企業が有用と認めて用いている指標を想定していると考えられるが、その中にもさまざまな指標があると考えられるため、IFRS S1 号第 46 項の定めがどの指標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。例えば、次の(1)から(3)は、いずれも「企業が用いている指標」であると考えられるが、これらすべての指標について開示を求めているのか、一部の指標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。

- (1) サステナビリティ関連財務開示以外の外部報告で用いている指標
- (2) 経営者や、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に報告している指標
- (3) 現場担当者が用いている指標

このうち、(3)の指標については、内部管理を目的としたものであるため、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を備えていない場合もあると考えられる。

15. IFRS S1 号における指標の開示は、例えば、企業が経営戦略を遂行する上でモニタリングしていたり、対外的に達成をコミットしたりするような、経営上重要な指標を示す場合に用いられる開示であると考えられる。この開示に用いられる指標は、通常、全社的な指標であると考えられる。ただし、特定のセグメントにおけるサステナビリティ関連財務情報が特に重要である場合などのように、企業の一部に関する指標を開示する場合もあると考えられる。
16. 重要性がある情報の開示を要求する IFRS S1 号第 17 項の定めは、IFRS サステナビリティ開示基準に基づき開示するすべての情報に適用されるものの、IFRS S1 号における重要性に関する定めは抽象的であり、このような一般的な定めのみをもって開示する指標を判断することを企業に要求した場合、適用が困難な場合があると考えられる。
17. 当委員会は、原則として国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるとしつつも、そのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、どのような形で取り入れるのかについて検討することを開発にあたっての基本方針としている<sup>1</sup>。
18. このため、IFRS S1 号第 46 項の定めを日本版 S1 基準にそのままの形で取り入れるかどうかを検討するにあたっては次の案を検討することが考えられる。
  - (案 A) 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めをそのままの形で取り入れた上で、どのような指標について開示するのかについて、規範性のないガイダンスを開発する。
  - (案 B) 日本版 S1 基準において、開示の対象となる指標を識別するための我が国独自の要件（例えば、「企業において経営者やガバナンス機関又は個人に定期的に報告されている」、「外部とのコミュニケーションにおいて用いられている」）を追加する形で IFRS S1 号の定めを取り入れる。

---

<sup>1</sup> 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-1「開発にあたっての基本方針」



19. 案 A は、本資料の第 17 項に記載した基本方針における原則どおりの案であり、IFRS S1 号の定めをそのままの形で取り入れるため、基準の文言が国際的に整合することになるというものである。また、規範性のないガイダンスは、本資料の第 16 項に示した適用上の困難に対処することを目的として開発するものであり、制約的な内容を記載することを目的とせず、企業がどの指標について開示するのかを判断する際の留意事項を示すものとすることが考えられる（本資料の別紙 1 参照）。
- (1) この開示は、例えば、企業が経営戦略を遂行する上で進捗をモニタリングしていたり、対外的に達成をコミットしたりするような、経営上重要な指標を示す場合に用いられることが多いと考えられる。
  - (2) このため、これらの要求事項に基づき開示する指標は、企業において経営者やガバナンス機関又は個人に定期的に報告されている指標や、外部とのコミュニケーションにおいて用いられている指標（企業がサステナビリティ関連財務開示以外で開示している指標、投資家向け説明会で使用している指標など）の中から、企業が重要と判断したもの又は開示目的に照らして有用と判断したものを選択することが考えられる。
  - (3) これらの要求事項に基づき開示する指標は、通常、全社的な指標であると考えられる。ただし、特定のセグメントにおけるサステナビリティ関連財務情報が特に重要な場合などのように、企業の一部に関する指標について開示する場合がある。これらは、日本版 S1 基準における集約及び分解の定めに従って、指標が適用される企業の部分（例えば、指標が企業全体に適用されるのか、企業の一部だけ（特定の事業単位若しくは特定の地理的地域など）だけに適用されるのか）と合わせて開示を検討することになると考えられる。
20. 案 B は、本資料の第 16 項に示した適用上の困難に対処するため、IFRS S1 号の定めを追加して、開示の対象とする指標を識別するための要件を定めるというものである。このような定めを置いた場合、「企業が用いている指標」のうち、追加する要件を満たしたものでないと開示の対象にはならないことになる。
21. この点、具体的にどの指標について開示すべきかを基準上で明確に線引きすることは困難であると考えられる。そのような状況において、日本版 S1 基準において追加の要件を定めて実務を制約することよりも、IFRS S1 号と整合的な定めを取り入れて柔軟性を確保しつつ、規範性のないガイダンスにおいて企業の判断に資する留意事項を示した方が、企業の実態に即した有用な開示が行われることになると考えられる。
22. このため、本資料の第 18 項に記載した案のうち、案 A を採用することが考えられる。

**(産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標の開示)**

23. IFRS S1 号では、産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標の開示について、次のように定めている。

**48 Metrics disclosed by an entity applying paragraphs 45–46 shall include metrics associated with particular business models, activities or other common features that characterise participation in an industry.**

企業が第 45 項から第 46 項を適用することによって開示した指標は、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する指標を含めなければならない。

24. IFRS S1 号第 48 項は、IFRS S1 号第 45 項及び第 46 項に基づき開示する指標（事務局注：IFRS S1 号第 47 項において要求されている、具体的に適用されるテーマ別基準が存在しない場合の指標は除かれている。）について、産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標を含めることを要求している。また、産業への参加を特徴付ける共通の特徴として、ビジネス・モデル、活動又はその他があることが示されている。

25. ここで、「産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標」については、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」において検討したとおり、IFRS S1 号 BC125 項（以下参照。下線は事務局による強調）において、産業別の指標（industry-based metrics）を指しているとされている。本資料の第 10 項(2)に記載したとおり、公開草案においても、企業のビジネス・モデルに合わせて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連した企業の活動に適用される指標を識別しなければならないことが提案されていたため、IFRS S1 号第 48 項も同様の趣旨の定めであると考えられる。

**ガイダンスの情報源**

BC125 (略) さらに、ガイダンスの情報源が重要であるのは、IFRS S1 号はサステナビリティ関連のリスク及び機会関連する産業別の指標（すなわち、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する指標）を開示することを企業に要求しているからである（IFRS S1 号第 48 項参照）。（略）

26. また、IFRS S1 号 BC133 項（以下参照。下線は事務局による強調）で述べられているように、どのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるのか、並びにどのような情報（指標を含む。）に重要性があるのかに関する判断は、企業固有であると考えられるものの、通常、同様のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業においては共通するものであると考えられる。このため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する産業別の指標は、当該産業に属する企業間の比較を行うにあたり、有用な情報を提供することになると考えられる。

ガイダンスの情報源

BC133 「SASB スタンダード」では、開示トピック及び指標は産業別に構成されており、企業のビジネス・モデル及び関連する活動に適用されるサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業が識別できるようにしている。「SASB スタンダード」における開示トピックは、当該産業の企業に適用される可能性が高いサステナビリティ関連のリスク及び機会を表現している。関連する指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が短期、中期及び長期にわたり企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに与える影響を評価するにあたり適用される可能性が高い。どのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるのか、並びにどのような情報（指標を含む。）が重要性があるのかに関する判断は、企業固有である。しかし、「SASB スタンダード」における開示トピック及び関連する指標は、所与のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業に通常は適用されると ISSB は見込んでいる。

27. したがって、日本版 S1 基準においても IFRS S1 号第 48 項の定めを取り入れ、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標に、産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標（産業別の指標）のうち、主なものを含めることを要求することが考えられる。
28. この際、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」において検討したとおり、「産業別の指標」については、「その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標」と定義することが考えられる。

**（具体的に適用されるテーマ別基準が存在しない場合）**

29. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用されるテーマ別基準が存在しない場合について、次のように定めている。

47 In the absence of an IFRS Sustainability Disclosure Standard that specifically applies to a sustainability-related risk or opportunity, an entity shall apply paragraphs 57–58 to identify applicable metrics.  
サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は適用される指標を識別するために、第 57 項から第 58 項を適用しなければならない。

＜ご参考：IFRS S1 号＞

- 57 サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のすべての情報を識別するために判断を適用しなければならない。
- (a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある。
  - (b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する。
- 58 第 57 項で記述された判断を行うにあたり、



<p>(a) 企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。企業は、「SASB スタンダード」で定められた指標が当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。</p> <p>(b) 企業は、これらの情報源が「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、次のものを参照し、その適用可能性を考慮することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」</li> <li>(ii) 一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書</li> <li>(iii) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会</li> </ul> <p>(c) 企業は、これらの情報源が本基準の目的を達成する上で企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、付録 C に識別されている情報源（事務局注：グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS））を参照し、その適用可能性を考慮することができる。</p>
---

30. IFRS S1 号第 47 項は、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合が想定されるため、そのような場合に企業が行わなければならない事項を定めていると考えられる。

31. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準においても同様に、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、具体的に適用されるテーマ別基準が存在しない場合が想定されることから、IFRS S1 号第 47 項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

32. なお、IFRS S1 号第 47 項において言及されている、IFRS S1 号第 57 項及び第 58 項の定め（サステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される開示要求の識別）を日本版 S1 基準に取り入れるかどうかについては、当委員会において今後検討する予定である。

**（他の情報源から得た指標の開示）**

33. IFRS S1 号では、他の情報源から得た指標の開示について、次のように定めている。

<p>49      If an entity discloses a metric taken from a source other than IFRS Sustainability Disclosure Standards, the entity shall identify the source and the metric taken.</p> <p>企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を開示する場合、企業は当該情報源及びその得た指標を識別しなければならない。</p>
---

34. IFRS S1 号第 49 項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を開示するにあたり、企業が行わなければならない事項を定めている。

35. この定めが該当する場合としては、次の 2 つが考えられる。

- (1) 具体的に適用されるテーマ別基準が存在しないため、「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源に基づく指標を開示する場合（IFRS S1 号第 47 項）
- (2) 具体的に適用されるテーマ別基準が存在する（IFRS S1 号第 46 項(a)）ものの、「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源に基づく指標を追加的に開示する場合
36. このような場合に、当該情報源及びその得た指標を識別することを企業に求めることは有用と考えられるため、日本版 S1 基準に IFRS S1 号の定めを取り入れることが考えられる。

**（企業により作成された指標の開示）**

37. IFRS S1 号では、企業により作成された指標の開示について、次のように定めている。

50	<p>If a metric has been developed by an entity, the entity shall disclose information about:</p> <p>(a) how the metric is defined, including whether it is derived by adjusting a metric taken from a source other than IFRS Sustainability Disclosure Standards and, if so, which source and how the metric disclosed by the entity differs from the metric specified in that source;</p> <p>(b) whether the metric is an absolute measure, a measure expressed in relation to another metric or a qualitative measure (such as a red, amber, green—or RAG—status);</p> <p>(c) whether the metric is validated by a third party and, if so, which party; and</p> <p>(d) the method used to calculate the metric and the inputs to the calculation, including the limitations of the method used and the significant assumptions made.</p> <p>指標が企業により作成されたものである場合、企業は次のすべてに関する情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) 指標がどのように定義されているか（当該指標が「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を調整することにより得られたものかどうか、また、そのように得られたものである場合、どの情報源からであり、企業が開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるかを含む。）</p> <p>(b) 指標が、絶対指標であるか、その他の指標との関連で表現されている測定値であるか、定性的な測定値（赤、黄、緑の RAG ステータスなど）であるか</p> <p>(c) 指標が第三者によって検証されているかどうか、また、検証されている場合は誰によって検証されているか</p> <p>(d) 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。）</p>
----	---

38. IFRS S1 号第 50 項は、企業により作成された指標を開示する場合に開示しなければならない事項を定めている。企業により作成された指標については、当該指標の定義、性質及び算定方法は企業が独自に定めたものであり、企業が自ら開示する以外に主要な利用者がこれらの内容を知ることはできないため、当該情報は有用であると考えられる。

39. 指標が第三者によって検証されているかどうかに関する情報は、必ずしも企業により作成された指標においてのみ有用な情報というわけではないと考えられるものの、算定方法が一般的に知られている指標と比較して、企業により作成された指標は、主要な利用者が自ら検証できる余地が少ないと考えられることを踏まえると、第三者による検証の有無について開示を要求することは合理性が認められると考えられる。
40. このため、IFRS S1 号第 50 項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。なお、IFRS S1 号第 50 項(b)における「その他の指標との関連で表現されている測定値」については、IFRS S1 号の表現のままでは意味が分かりづらい可能性があるため、日本版 S1 基準において当該定めを取り入れるにあたり、例として原単位情報や比率がある旨を日本版 S1 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

**(一貫性のある指標並びに指標の定義及び算定方法を変更した場合の開示)**

41. IFRS S1 号では、一貫性のある指標並びに指標の定義及び算定方法を変更した場合の開示について、次のように定めている。

52	<p>The definition and calculation of metrics, including metrics used to set the entity's targets and monitor progress towards reaching them, shall be consistent over time. If a metric is redefined or replaced, an entity shall apply paragraph B52.</p> <p>指標（企業の目標の設定及びそれらの達成に向けた進捗のモニタリングに用いられる指標を含む。）の定義及び算定方法は、時間の経過とともに一貫性がなければならない。指標が再定義されるか、又は置き換えられた場合、企業は B52 項を適用しなければならない。</p>
B52	<p>If an entity redefines or replaces a metric in the reporting period, the entity shall:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) disclose a revised comparative amount, unless it is impracticable to do so;</li> <li>(b) explain the changes; and</li> <li>(c) explain the reasons for those changes, including why the redefined or replacement metric provides more useful information.</li> </ul> <p>企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換える場合、企業は次のすべてを行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 実務上不可能でない限り、見直された比較対象の数値を開示する。</li> <li>(b) 変更の内容を説明する。</li> <li>(c) 変更の理由（再定義されたか、又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）を説明する。</li> </ul>

42. IFRS S1 号第 52 項は、指標の定義及び算定方法について、原則として一貫して用いることを要求している。指標は、複数の報告期間についての比較（期間比較）を行うことにより、トレンドを把握することができるため、指標の定義及び算定方法について一貫性を要求することは有用な情報の提供につながると考えられる。

43. また、IFRS S1 号第 52 項及び B52 項は、指標の定義及び算定方法を変更した場合の開示について定めている。指標の定義及び算定方法を変更した場合、変更の内容及び理由について開示し、実務上不可能でない限り、変更後の定義及び算定方法により比較情報を見直すことで、期間比較を行うことが可能になると考えられる。
44. IFRS S1 号第 52 項及び B52 項において要求される事項について、日本版 S1 基準においても要求することとした場合に想定される困難などの論点は特段認識していない。このため、IFRS S1 号第 52 項及び B52 項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

### (新たに導入する指標の開示)

45. IFRS S1 号では、新たに導入する指標の開示について、次のように定めている。これは、確定基準において新たに追加された定めである（本資料の第 10 項(4)参照）。

**B53** If an entity introduce a new metric in the reporting period, it shall disclose a comparative amount for the metric unless it is impracticable to do so.  
 企業は、報告期間において新たな指標を導入する場合、そうすることが実務上不可能でない限り、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。

46. IFRS S1 号 B53 項は、当期から新たな指標を導入する場合の開示について定めている。本資料の第 42 項に記載したとおり、指標は、複数の報告期間についての比較（期間比較）を行うことにより、時系列でのトレンドを把握することができると考えられるが、指標を新たに導入する場合も、実務上不可能でない限り、比較情報の数値を開示することで、期間比較を行うことが可能になり、有用な情報の提供につながると考えられる。
47. IFRS S1 号 B53 項において要求される事項について、日本版 S1 基準においても要求することとした場合に想定される困難などの論点は特段認識していない。このため、IFRS S1 号 B53 項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

### (目標の開示)

48. IFRS S1 号では、目標の開示について、次のように定めている。

**51** An entity shall disclose information about the targets it has set to monitor progress towards achieving its strategic goals, and any targets it is required to meet by law or regulation. For each target, the entity shall disclose:  
 (a) the metric used to set the target and to monitor progress towards reaching the target;  
 (b) the specific quantitative or qualitative target the entity has set or is required to meet;  
 (c) the period over which the target applies;  
 (d) the base period from which progress is measured;

- (e) any milestones and interim targets;
- (f) performance against each target and an analysis of trends or changes in the entity's performance; and
- (g) any revisions to the target and an explanation for those revisions.

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した目標及び法令により満たすことが要求されている目標がある場合には当該目標に関する情報を開示しなければならない。目標のそれぞれについて、企業は次のすべてを開示しなければならない。

- (a) 目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
- (b) 企業が設定したか、又は満たすことが要求されている、具体的な定量的又は定性的目標
- (c) 目標が適用される期間
- (d) 進捗が測定される基礎となる期間
- (e) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標
- (f) それぞれの目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化の分析
- (g) 該当ある場合、目標の見直し及びそれらの見直しの説明

49. IFRS S1 号第 51 項は、目標について開示すべき事項を定めているが、IFRS S1 号 BC121 項において、「ISSB は企業が特定の目標を設定することを要求されるとは定めていないが、IFRS S1 号は、企業が目標を設定している場合又は企業が特定の目標を設定することを法令で要求されている場合には、当該目標に関する情報を開示することを企業に要求している」とされているとおり、該当する目標がある場合に要求されるものである。
50. 目標について開示することの有用性は、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」で検討したとおりであり、企業は、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対して目標を設定し、当該目標を達成するための戦略を策定した上で、企業活動を行うと考えられることから、主要な利用者が企業の気候関連のパフォーマンスを理解する上で、サステナビリティ関連の目標は有用な情報を提供するものであると考えられる。
51. ここで、「企業自身が設定した目標」又は「法令により満たすことが要求されている目標」については、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」や本資料の第 14 項で指摘した論点と同様の論点があると考えられる。すなわち、企業自身が設定した目標には、全社的な目標、セグメントごとの目標、部署ごとの目標などがあると考えられるが、IFRS S1 号第 51 項がこれらすべての目標について開示を求めているのか、一部の目標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。また、法令により満たすことが要求されている目標は、企業が活動する法域ごとにあると考えられ、また、1つの法域内で複数ある場合も考えられるが、これらについてもどの目標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。



52. このため、目標に関しても、本資料の第 18 項に掲げた 2 つの案が考えられるが、指標と整合的に、目標についても本資料の第 18 項の案 A を採用することが考えられる。
53. IFRS S1 号が対象とするサステナビリティ関連のリスク及び機会は、IFRS S2 号が対象とする気候関連のリスク及び機会よりも範囲が広いものの、一般目的財務報告書の主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにするという開示目的と規範性のないガイダンスを踏まえ、企業が経営上重要な目標を示すことになると考えられる。
54. なお、IFRS S1 号第 51 項で定められている各項目は、企業が実際に用いている目標についての情報を記載することになると考えられるため、適用上の困難は特段認められないと考えられる。
55. また、審議事項 A2-6「気候関連の指標及び目標」において検討したとおり、IFRS S1 号第 51 項(f)で言及されている「パフォーマンスに関するトレンド又は変化の分析」については、要求されている事項を明確にするため、「パフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析」と言い換えた上で、結論の背景において、我が国の関係者に理解しやすい表現を目的としているに過ぎず、IFRS サステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明らかにすることが考えられる。

**(内容を示す明瞭かつ正確な名称の使用)**

56. IFRS S1 号では、内容を示す明瞭かつ正確な名称の使用について、次のように定めている。

53      An entity shall label and define metrics and targets using meaningful, clear and precise names and descriptions.  
 企業は、指標及び目標について、意味のある、明瞭かつ正確な名称及び記述を用いて名付け、定義しなければならない。

57. IFRS S1 号第 53 項は、指標及び目標の名称について、意味のある、明瞭かつ正確な名称及び記述の使用を要求している。このような定めは、指標及び目標の理解可能性を確保し、主要な利用者を誤解させるような名称及び記述を使用しないようにするためにも有用であると考えられる。
58. IFRS S1 号第 53 項において要求される事項について、日本版 S1 基準においても要求することとした場合に想定される困難などの論点は特段認識していない。このため、IFRS S1 号第 53 項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

**(事務局による提案)**

59. IFRS S1 号では定義されていない用語であるものの、日本版 S1 基準において、次のように用語を定義することが考えられるかどうか。

「産業別の指標」とは、その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標をいう。

60. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、指標及び目標の開示目的を次のように定めることが考えられるかどうか。

指標及び目標に関する開示目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

61. 本資料において検討の対象とした日本版 S1 基準における指標及び目標の開示要求について、IFRS S1 号の定めを取り入れることが考えられるかどうか。
62. IFRS S1 号第 46 項(b)の「企業が用いている指標」並びに IFRS S1 号第 51 項の「企業自身が設定した目標」及び「法令により満たすことが要求されている目標」の開示に関して、前述の第 19 項のとおり、企業が判断する際の留意事項を記載した規範性のないガイダンス（本資料の別紙 1 参照）を開発することが考えられるかどうか。

**V. 文案**

63. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

- ① 本資料の第 59 項から第 62 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。